

おしらせHOTコーナー 案内・催し

廃家電の適正処理にご協力ください

—テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機—

- 家電リサイクル法に基づいた適正なリサイクルと不法投棄の防止にご協力ください。
- 適正なリサイクルには、リサイクル料金が必要です。
- ごみの収集場所に出しても回収されません。
- 不法投棄となりますので絶対出さないでください。

◇ 正しいリサイクルの方法 ◇

- ① 買い換えた時に不用になった家電製品を処分するとき
→新しい製品を購入するお店に引き取りを頼む
- ② 不用になった家電製品を処分するだけのとき
→その製品を購入したお店に引き取りを頼む
- ③ 購入したお店が分からないとき
→環境リサイクル課または

(財)家電製品協会 (☎03-3578-1406) へ

●不法投棄は犯罪です!

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、またはこの両方の罰則を受けることがあります。

問 環境リサイクル課 (☎)234



市では、行政手続条例に基づき、規則などを定めようとするときに、市民の皆さんから意見を募集しています。募集するときは、その要領を市ホームページ「市民参画」コーナーに掲載(市役所1階「840情報資料

パブリックコメント制度
市では、行政手続条例に基づき、規則などを定めようとするときに、市民の皆さんから意見を募集しています。募集するときは、その要領を市ホームページ「市民参画」コーナーに掲載(市役所1階「840情報資料



「コーナー」にも設置します。掲載は、規則などを定める機会のあるたびとなるため不定期ですが、意見の募集期間を原則30日間としています。「市民参画」コーナーをご覧いただき、ご意見のあるときはお寄せください。

問 内容=掲載している担当課▼

固定資産税償却資産の申告

平成24年度固定資産税償却資産の申告がお済みでない方は、早急に郵

おしらせ

ほつとコーカー

日時・期間
場所 対象
内容
持ち物
定員 費用
申し込み
問い合わせ

●市役所の電話
996-2111
●FAX
995-7367

届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長へ
問 森づくり課 (☎)048-830-4312

森林の所有者届出制度が 4月からスタート

森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となつた方は市町村長への事後届け出が義務付けられました。
対売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方(個人・法人・基づく土地売買契約の届け出を提出している方は対象外)

問 埼玉県マンション管理士会 (☎)048-6316、都市デザイン課 (☎)250-6316、都市デザイン多目的ホールA

マンション住まいのトラブル! 管理に関する無料相談

専門の国家資格者であるマンション管理士が相談をお受けします。

問 八潮八條支店 (☎)996-2104

都市農業経営研修会

日 2月25日(土) 午後1時15分~(午後1時受付)
場所 JAさいかつかい八潮八條支店会議室

農政課

日 2月25日(土) 午後1時15分~(午後1時受付)
場所 JAさいかつかい八條支店会議室

八潮市制施行40周年記念事業 消費生活展

日 2月26日(日) 午前10時~午後2時
場所 やしお生涯学習館

特産品・推奨品フェア2012を 同時に開催

日 2月26日(日) 午前10時~午後3時
場所 やしお生涯学習館前みどりの広場
内市内特産品・推奨品の販売および
小松菜チヂミバーガー(埼玉B-1
グルメ優勝・草加市)も出店。復興
支援として岩手県遠野市の物産販
売、ベイブレード大会、幼稚園児か
ら小学生まで、大抽選会を実施。

八潮市制施行40周年記念事業 消費生活展

日 2月26日(日) 午前10時~午後2時
場所 やしお生涯学習館



市が交通事故防止特別対策地域に指定!

平成23年中に市内で発生した交通事故によって6人の尊い命が失われ、これは過去3年間の同時期の平均と比べて4人も多く大変憂慮すべき事態となりました。このため、1月10日から4月9日までの3ヵ月間、県から交通事故防止特別対策地域に指定されました。

市では、市長を本部長とする交通事故防止特別対策本部を設置するとともに、交通事故防止特別対策推進計画を策定しました。今後、草加警察署をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、次の交通事故防止特別対策を実施します。

1. 交差点の交通事故防止

- ・二輪車を含めた自動車運転者への啓発活動の推進
- ・交差点付近における立哨活動の強化
- ・交差点を中心とした道路環境の整備



2. 自転車の交通事故防止

- ・学校における自転車交通安全教育の推進
- ・通学時における通学路などでの街頭指導の強化
- ・自転車利用者に対する啓発活動の推進

3. 高齢者の交通事故防止

- ・高齢者の交通事故防止に関する啓発活動の強化
- ・高齢者の特性に応じた交通安全教育の推進

4. 市民に対する交通事故発生情報の積極的提供

- ・事業所に対する広報啓発活動の推進
- ・週末における広報啓発活動の推進

交通安全の基本は、一人ひとりが交通ルールと正しい交通マナーを身につけ実践することです。日頃より、交通安全に関する意識を高め、ゆとりと思いやりのある行動に努めましょう。

問 交通防災課 (☎)308



全国春の火災予防運動

—3月1日～3月7日—

『消したはず 決めつけないで もう一度』

【重点目標】

1 住宅防火対策の推進

条例により義務化された住宅用火災警報器を設置しましょう。

※悪徳な訪問販売員による被害が各地で多発しています。十分注意しましょう。

2 放火火災防止対策の推進

ゴミは収集日に出すことを徹底し、家の周りに新聞、雑誌など燃えやすいものは置かないようにしましょう。

3 地域の防火対策の推進

防災訓練に進んで参加し、地域ぐるみの協力体制を築きましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

☆☆ 3つの習慣・4つの対策 ☆☆

3つの習慣

- ☆ 寝たばこは、絶対しない。
- ☆ ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ☆ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ☆ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ☆ 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ☆ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ☆ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問 消防本部予防課 (☎)996-0134